

大鐘公園市民プール

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分			基本使用料	備考
大鐘公園	市民プール	個人使用の場合（1人1回の入場につき）	午前9時30分から正午まで	一般	250円	「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒をいう。
				児童及び生徒	100円	
				幼児	50円	
			午後1時から午後4時30分まで	一般	350円	
				児童及び生徒	150円	
				幼児	50円	
			午後5時から午後7時まで	一般	250円	
				児童及び生徒	100円	
				幼児	50円	
		貸切使用の場合（1時間までごと）	入場料を徴収しない場合	2,470円	1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。	
入場料を徴収する場合	4,950円					
	コインロッカー		100円			